

メリットその7：埋立地特例区域、埋立地管理区域の特例

埋立由来の土壤汚染があると考えられる土地が、形質変更時要届出区域のうち埋立地特例区域または埋立地管理区域として指定されれば、帯水層に接する土地の形質の変更の施工方法の基準が緩和される。

概要	<p>埋立由来の土壤汚染があると考えられる土地を自主的に区域指定の申請を行い、<u>都道府県知事により、形質変更時要届出区域のうち埋立地特例区域として指定されることにより、土壤汚染対策法施行規則第53条第2号が適用除外となり、土地の形質の変更にあたり、基準不適合土壤が当該区域内の帯水層に接しても差し支えなくなります。形質変更時要届出区域のうち埋立地管理区域として指定された場合、地下水位の管理又は地下水質の監視を行なながら施工すれば、基準不適合土壤が当該区域の帯水層に接しても差し支えなくなります。</u></p>
具体的には	<p>○ 埋立地特例区域については、下記に示すとおり基準不適合土壤が当該区域内の帯水層に接しても差し支えなくなります。</p> <p>【汚染土壤が帯水層に接していない場合】【汚染土壤が帯水層に接している場合】</p> <p>○ 埋立地管理区域については、地下水位の管理又は地下水質の監視を行なながら施工すれば、基準不適合土壤が当該区域の帯水層に接しても差し支えなくなります。</p>
ポイント	<p>① このケースを活用できる土地において、メリット6（管理している土地の形質の変更の円滑化）を利用すると更に効果的と言えます。</p> <p>② 例えば、埋立て又は干拓の事業により造成された土地を行政などが分譲することを予定している場合、このケースを利用することで後に生じる土地取引の際等のトラブルを回避できる可能性も考えられます。</p>